

(仮称) 千歳市子ども計画 骨子 (修正案)

1. 計画の位置付け

子ども基本法（令和4年法律第77号）において、「子ども大綱」を勘案して策定に努めることとされている市町村子ども計画の内容を包含した(仮称) 千歳市子ども計画として位置付けるものとする。

※別紙1「(仮称) 千歳市子ども計画の位置付け」参照

2. 施策の体系

(1) 基本理念 (案)

～ 全ての子どもが輝き、子育て家庭が子育ての喜びを実感できるまち ～

《基本的な視点》

『視点1』子どもが自分らしく健やかに成長するため切れ目なく支える視点

『視点2』子どもを生き育てることに安心と喜びを実感できるよう切れ目なく支える視点

『視点3』子どもと子育て家庭を地域で支える視点

『視点4』子どもが等しく将来に希望を持てるように支える視点

※別紙2「(仮称) 千歳市子ども計画 基本的な考え方 (案)」参照

(2) 基本目標 (基本施策数)

『基本目標1』 ライフステージにあわせて、子どもがいきいきと、健やかに成長できる環境づくり (6 施策)

『基本目標2』 安心・安全に子どもを生き育てられる環境づくり (6 施策)

『基本目標3』 子どもと子育て家庭を地域で支える環境づくり (3 施策)

『基本目標4』 さまざまな環境や事情を抱える子どもと家庭を支える環境づくり (4 施策)

※別紙3「(仮称) 千歳市子ども計画 施策体系 (案)」参照